

いきなり！ステーキ「ステーキの提供システム」 特許に対する異議の取消判決 勝訴確定！

株式会社ペッパーフードサービス（本社/東京都墨田区・代表取締役社長 CEO/一瀬邦夫）では、いきなり！ステーキを創業してから4年11か月で、国内345店舗となり、更に今年11月30日には秋田県にも初出店し、全都道府県に出店達成する事となります。

このいきなり！ステーキを代表するものとして、当社は「ステーキの提供システム」の発明につき、平成26年6月4日に特許出願をし、平成28年6月10日に特許を取得しました（特許第5946491号）。

特許を取得しましたシステム（但し、⑤、⑥の構成は後の訂正請求で付加）は、

- ① お客様を立食形式のテーブルに案内するステップ、お客様からステーキの量を伺うステップ、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップ、カットした肉を焼くステップ、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、
- ② 上記お客様を案内したテーブル番号が記載された「札」と、
- ③ 上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する「計量機」と、
- ④ 上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する「印し」とを備え、
- ⑤ 上記「計量機」が計量した肉の量と上記「札」に記載されたテーブル番号を記載した「シール」を出力することと、
- ⑥ 上記「印し」が上記「計量機」が出力した肉の量とテーブル番号が記載された「シール」であることを特徴とします。

しかし、平成28年11月24日に本特許について異議申立てがあり、その後特許庁が平成29年11月28日に本特許を取り消すとの決定をしたため、当社は特許庁を相手取り、知的財産高等裁判所において、特許取消決定の取り消し請求を行ってまいりました。

平成30年10月17日に、知的財産高等裁判所821号法廷にて、裁判長が「被告（特許庁）が平成29年11月28日にした決定を取り消す」との判決を言い渡し、上訴期間中に被告が上告を行わなかったため、この度、原告（当社）の勝訴が確定しました。

News Release

ニュースリリース

PFS 株式会社 ペPPERフードサービス

本判決は、「発明」の該当性についての極めて重要な判決であり、今後は様々な判例集・論文集に掲載されるものと思われます。判決の勝因は、発明に理解のある経営者（代表取締役社長 CEO/一瀬邦夫）の発明者としてのユニークな発想と、それを言語化して発明として明細書に記載した弁理士、それを正しく理解して裁判所に主張した訴訟代理人の総合力によるものです。

これにより、当社の「ステーキの提供システム」の仕組みは、元来日本人が得意とする運営上の工夫を特許化したものとして極めて注目されると共に、他が真似することの出来ない当社独自の、世界にも類を見ない唯一無二のシステムとして、正式に認められました。いきなり！ステーキはこれからも新たな伝説を残し続け、日々成長していきます。

この件に関するお問い合わせ先

〒130-0012 東京都墨田区太平4丁目1番3号オリナスタワー17F

(株)ペPPERフードサービス <http://www.pepper-fs.co.jp/>

TEL : 03(6859)9203 FAX : 03(3625)9250 広報担当/小林未佳

mikobayashi@pepper-fs.co.jp